



日本信号 グリーン調達ガイドライン

第5版(2018年06月)

目次

1. はじめに	2
2. 日本信号グリーン調達の考え方	3
2.1 目的	3
2.2 適用範囲	3
2.3 要求事項	3
2.3.1 環境経営の推進に関する要件	3
2.3.2 納入品の環境関連物質含有の管理に関する要件	4
3. お取引先へのお願い事項	5
3.1 提出書類	5
3.2 回答方法	5
3.3 記入方法	5
3.4 運用フロー	5
4. 特記事項	6
5. お問い合わせ先	6
◆ 禁止物質／管理物質 一覧	7
＜ 用語解説 ＞	1 2
＜ 改定履歴 ＞	1 3
◆ 添付資料	
グリーン取引先調査票 (様式1)	1 4
特定化学物質不使用保証書 (様式2)	1 5
特定化学物質使用報告書 (様式3)	1 6
補材等含有化学物質調査票 (様式4)	1 7

日本信号株式会社
NIPPON SIGNAL CO., LTD



1. はじめに

当社は2002年4月に『日本信号環境方針』を制定し、企業活動と環境保全を両立させた経営に努めてまいりました。環境保全と改善のために、地球環境にやさしい商品・サービスを提供するという環境方針に基づき製品の開発、設計段階から環境に配慮した技術開発に取り組んでいます。

当社の製品は、多くのお取引先との関連で製造されています。自社だけでの環境保全活動では十分とは言えず、環境にやさしい製品をお客様に提供するためには、製品を構成する原材料や部品等も環境にやさしいことが必要です。

当社が電気・電子部品などの市販品及び仕様を指定する納入品の調達にあたり、お取引先各位の環境取り組みと原材料や部品そのものの環境へのやさしさを考慮したグリーン調達を推進します。このグリーン調達ガイドラインに基づき、生産活動における環境取り組み及び原材料や部品等を評価したうえで、調達をさせていただきたいと考えています。

グリーン調達はお取引先のご理解なくしては推進できませんので、当社のグリーン調達ガイドラインをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

環境方針

<環境理念>

日本信号株式会社は、安心して暮らせる地球環境を創り出すため環境保全と改善に向けた取り組みを推進し、「安全と信頼」のテクノロジーを通して、より快適な人間社会の実現を目指します。

<環境方針>

当社は企業活動と環境保全を両立させ、開発から廃棄までの各段階で環境負荷の軽減を図り、地球環境にやさしい商品・サービスを提供します。

- (1) 企業活動における環境への影響を配慮し、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進を行い、環境汚染の予防と環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
- (2) 環境に関する法令・規制、条例、その他の協定を遵守します。さらに自主管理基準に基づき環境保全を図ります。
- (3) 製品の開発においては、設計段階から環境に配慮した技術開発に努めます。
- (4) この環境方針を達成するため、環境保全に関する目的・目標を技術的・経済的に可能な範囲で設定し、定期的に見直すことにより継続的改善を図ります。
- (5) 環境方針を文書化し、全従業員に周知徹底し、実行・維持するとともに一般の人々にも公開します。

2. 日本信号グリーン調達の方 考え方

2.1 目 的

日本信号は、環境に配慮した製品・サービスを社会に提供するために、従来の品質(Q)・価格(C)・納期(D)に環境(E)を調達基準の重要な要素と位置付け、下記を基本姿勢としてグリーン調達を推進しております。このため、本ガイドラインではグリーン調達に関する当社の考え方と、具体的な要求基準および運用について示します。

2.2 適用範囲

本ガイドラインは当社がお取引先から納入していただく当社製品を構成する全ての部材（納入部材の製造工程において使用する物質を含む）の調達活動に適用します。

(1) 対象のお取引先

当社製品を構成する部材を直接納入していただく1次お取引先を対象とし、1次お取引先自身の情報を提供願います。1次お取引先は2次お取引先に対してこのグリーン調達ガイドラインを伝えていただき、このガイドラインに準拠してISO14001等の第三者認証取得と規制化学物質の非含有に取り組むよう指導し、環境保証の連鎖をお願いします。

(2) 対象の納入品

- ① 部品、材料（電子部品、加工部品、原材料、包装材、梱包材等）
- ② 組立品、完成品（ユニット、モジュール、ボード等）
- ③ 補材等の構成材料（はんだ材料、粘着テープ、接着剤等）

2.3 要求事項

当社のグリーン調達については、次の2つの選定基準によるものとし、総合評価で環境負荷が低い納入品を優先購入致します。

- ① 環境経営の推進に関する要件
- ② 納入品の環境関連物質含有の管理に関する要件

2.3.1 環境経営の推進に関する要件

環境経営の推進に関する要件とは、環境配慮を推進する企業体質の指針とする、環境マネジメントシステムの構築活動です。第三者機関の認証取得（ISO14001等）を推奨事項とし、お取引先の積極的な環境保全への取り組みをお願いします。

お取引先における環境保全の取り組みとしては、以下のような活動を想定しています。

◆環境マネジメントシステム

ISO14001の認証取得/取得計画がある。又はその他のマネジメントシステム(エコアクション21、KES等)を構築/構築活動中である。(対象納入品の製造拠点毎での取得及び構築が必要です。)

(一部、取引対象品目と取引量によって認定取得は任意です。)

サプライチェーンマネジメントの観点から、お取引先自身のグリーン調達実施と化学物質管理システム構築と運用実施。

当社から見た二次三次以降のサプライヤー様からの環境情報伝達を推進いただく。

◆法遵守

関係する法律を遵守していること。過去に法律違反で罰則を受けていないこと。

◆省エネ、廃棄物、輸送手段等の環境自主改善活動の推進

◆情報提供

当社が要求する場合、必要な環境情報を提供いただくこと。

なお、秘密情報と成り得る場合は、事前にその旨ご連絡ください。

◆上項には該当しないが、その他の自主的な環境取り組みを行っている。

2.3.2 納入品の環境関連物質含有の管理に関する要件

◆化学物質管理

① 化学物質の使用制限

当社に納入される資材・部品等については、別紙の「禁止物質／管理物質一覧」に指定する含有の禁止（または、閾値以下での管理）

本「グリーン調達ガイドライン」での要求事項の全ての関係部署やサプライヤーへの周知徹底。
当社発行の購入仕様書、購入図面における環境関連物質管理に関する要求事項の実現。

② 化学物質調査への協力

当社からお願いする環境関連物質使用状況調査への回答

(1) 当社からお願いする環境関連物質使用状況調査（不定期）への回答。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は都度異なる場合があります。

主な調査内容は下記の通りです。

a. VT62474（旧 JGPSSI）調査回答フォーマットおよび、不使用保証書、使用報告書

b. EU REACH 等規制の SVCH 含有有無調査

（JAMP（Joint Article Management Promotion）、chemSHERPA フォーム、他による）

c. 分析評価結果の提出

d. その他、上記お願い事項の確実化のため、必要な調査

(2) 上記の回答にあたって、納入品を構成する全ての部品、材料のサプライヤーからの必要情報の入手。

(3) 当社要求事項の遵守を実現するために、必要である場合は、分析測定の実施およびサプライヤーからの分析測定結果の入手。

(4) サプライヤーの管理体制の調査と把握

③ 削減物質について自主的な削減および管理物質の適正な管理実施

3. お取引先へのお願い事項

3.1 提出書類

当社から提示しますグリーン調達に関する帳票類は以下の通りです。

様式	書類名	提出時期
1	グリーン取引先調査票	随時（変化があった時）
2	特定化学物質 不使用保証書	当社からの調査依頼時
3	特定化学物質 使用報告書	当社からの調査依頼時
4	補材等含有化学物質調査票	当社からの調査依頼時

※上記帳票類の他に別途定める「基本取引契約書」又は「グリーン調達に関する合意書」をご提出ください。

3.2 回答方法

回答および調査結果は、当社の提示する電子ファイルに入力、または、印刷のうえ筆記にて記入し、PDF ファイル等にて、当社担当部門へご提出ください。

提出は電子メールを利用した電子ファイルでの授受を原則とさせていただきますが、例外的に CD-ROM 等の電子媒体または F A X での提出も認めます。

また、各帳票については氏名欄に責任者の署名もしくは捺印したもの、あるいは、社印を押した原本をご提出ください。

3.3 記入方法

ご提出していただく書類は、以下の記入方法に従って作成願います。

(1) 様式1 グリーン取引先調査票

- ① 会社名、部署・役職、氏名、住所、電話番号を記述して下さい。それ以外の質問に対しては基本的に「はい」又は「いいえ」を○で囲んで下さい。
- ② 第三者認定を取得している場合、自主評価は不用です。認証機関名と認証番号を記述願います。
- ③ 三者認定を取得していない場合は自主評価を行い、評価点の合計を算出し記述願います。

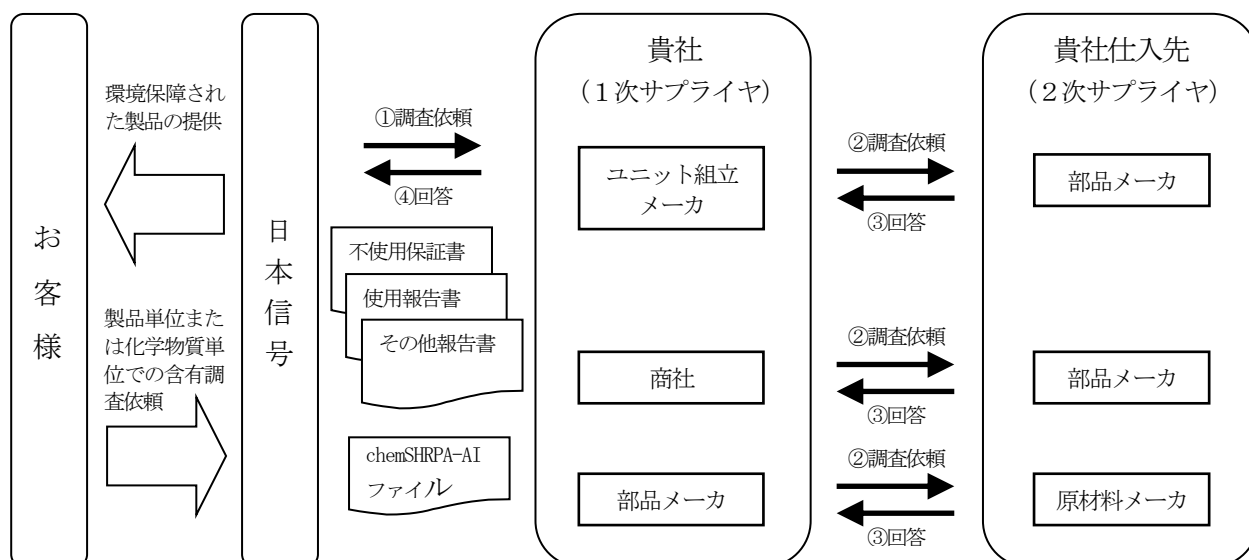
(2) 様式2～4 特定化学物質 不使用保証書/使用報告書、補材等含有化学物質調査票

当社顧客からの依頼により、個別の規制または化学物質の含有に関する調査（含有の有無、含有量含有部位、含有目的、および有害性の把握）を行う場合があります。調査への協力をお願い致します。

(3) 調査内容によっては、JAMP が運営する chemSHRPA-AI ファイルを使用する場合があります。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/aboutchemsherpa/>

3.4 運用フロー



4. 特記事項

4.1 工程、材料等の変更連絡

今後工程、材料等の変更の際は事前に各調達窓口にご連絡をお願いいたします。

4.2 提出された資料の取り扱い(機密保持)

ご提出して頂いた記入結果やその他の資料は、当社の内部資料として取り扱います。

従って、お取引先の許可なく提出された資料をそのまま外部公開されることはありません。

4.3 提出帳票のダウンロード

お取引先に提出して頂くグリーン調達に関する帳票類は、以下の当社ホームページよりダウンロードをお願いします。

HP : <http://www.signal.co.jp/environment/green.html>

5. お問い合わせ先

日本信号株式会社 ものづくり本部

地区	TEL	FAX	主な改訂内容
久喜事業所 資材部	0480-28-3226	0480-28-3802	〒346-8524 埼玉県久喜市大字江面大谷 1836-1
宇都宮事業所 資材部	028-660-3574	028-660-3794	〒321-8651 栃木県宇都宮市平出工業団地 11-2

No.	化学物質※1	CAS番号※2	閾値	禁止条件	関係する主な法規制・条例	用途例
1	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	56-35-9	原則含有禁止	全て	・化審法※3(第一種特定化学物質) ・REACH規則(制限物質)	防蝕剤、防カビ材、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗剤 など
2	三置換有機スズ化合物 ・トリブチルスズ類(TBT類) ・トリフェニルスズ類(TPT類)	2155-70-6 1983-10-4 など 1803-12-9 379-52-2 など	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質) ・欧州委員会No.276/2010	安定剤、酸化防止剤、防蝕剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、顔料、抗かび剤、塗料、耐汚染剤 など
3	ポリ塩化ビフェニル類(PBB類) および特定代替物質	1336-36-3 76253-60-6 81161-70-8 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約※4(製造・使用禁止物質) ・REACH規則(制限物質)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑性、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント など
4	ポリ塩化ナフタレン類(PCN) (塩素原子2個以上)	1321-64-8 1321-65-9 1335-87-1 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	潤滑剤、塗料、安定剤(電気特性、耐熱性、耐水性)絶縁材、難燃剤、木材用防腐剤、防虫剤、かび防止剤 など
5	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10～13)	85535-84-8 61788-76-9 71011-12-6 108171-26-2	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質) ・ノルウェー製品規制FOR-2004-06-01-922 ・スイス化学製品リスク軽減政令 (ORRChem)	PVC用可塑性剤、難燃剤、皮めし剤 など
6	アスベスト類	1332-21-4 77536-66-4 121723-5 など	原則含有禁止	全て	・労働安全衛生法(製造等禁止物質) ・REACH規則(制限物質) ・シブプリサイクル条約	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填剤、研磨剤、絶縁体、顔料、塗装、タルク、断熱材 など
7	アゾ染料・顔料※5	92-67-1 92-87-5 95-69-2 など	原則含有禁止	仕上がり織物・皮革製品	・REACH規則(制限物質)	顔料、染料、着色剤 など
8	オゾン層破壊物質	75-69-4 75-71-8 75-72-9 など	原則含有禁止	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書付属書収載物質	・オゾン層破壊物質に関する欧州議会および理事会規則(EC/No.2037/2000、(EC/No.1005/2009) ・オゾン層保護法 ・シブプリサイクル条約	冷媒、発泡剤、消火剤、洗剤 など
9	放射性物質	7440-61-1 10043-92-2 14596-10-2 など	原則含有禁止	全て	・EU-D 96/29/Euratom ・核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986年 ・放射線障害防止法(日本) ・米国 NRC	ウラン、プルトニウム、ラドン、アメリカニウム、トリウム、セシウム、ストロンチウムなどの添加、光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器 など
10	カドミウムおよびその化合物	7440-43-9 1306-19-0 1306-23-6 など	0.001wt%(10ppm) 未満 0.01wt%(100ppm) 未満	電池 電池を除く全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令	電池 顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC用安定剤 など
11	六価クロム化合物	1333-82-0 10294-40-3 13765-19-0 など	0.1wt%(1,000ppm) 未満	全て	・EU RoHS指令	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料 など
12	鉛およびその化合物	7439-92-1 7446-14-2 598-63-0 など	0.03wt%(300ppm) 未満 0.004wt%(40ppm) 未満 0.01wt%(100ppm) 未満 0.009wt%(90ppm) 未満	①熱硬化性または熱可塑性樹脂で被覆された電線、ケーブル、コートの被覆中 ②電池 ③主として12歳以下の子供向けの消費者製品 ④玩具および子供向け製品の塗料または表面塗装 ⑤上記①～④以外の全て	・EU RoHS指令 ・EU 包装材料指令 ・EU 電池指令 ・REACH規則(制限物質) ・米国家庭用品安全性向上法 ・米カリフォルニア州プロポジション65	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料 など マンガン電池、アルカリボタン電池 顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料 など 顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料 など
13	水銀およびその化合物	7439-97-6 33631-63-9 7487-94-7 など	0.0001wt%(1ppm) 未満 0.1wt%(1,000ppm) 未満	電池 電池を除く全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令 ・EU 電池指令	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガン電池 蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理 など
14	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	59536-65-1 92-86-4 2052-07-5 など	0.1wt%(1,000ppm) 未満	全て	・EU RoHS指令	難燃剤

No.	化学物質※1	CAS番号※2	閾値	禁止条件	関係する主な法規制・条例	用途例
15	ポリ臭化ジフェニールエーテル類(PBDE類)	101-55-3 2050-47-7 49690-94-0 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・EU RoHS指令	難燃剤
16	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 など	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質) ・化審法(第一種特定化学物質)	①防炎性能を与えるための処理した生地、カーテン ②生地に防炎性能を与えるための調整添加剤(難燃剤) ③発泡ポリスチレンビーズ など
17	その他臭素系難燃剤※6	69882-11-7 58965-66-5 37853-59-1 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿 0.09wt%(900ppm) 未滿	プラスチック材料 積層プリント配線基板を除く 積層プリント配線基板	・米国業界標準JS709 ・IPC-4101 ・IEC 61249-2-21	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の 難燃剤
18	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP/DOP)	117-81-7	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令 ・米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
19	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
20	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令 ・米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
21	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
22	フタル酸ジイソニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
23	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
24	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	117-84-0	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・EU RoHS指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
25	アンチモンおよびその化合物	7440-36-0 1314-60-9 10025-91-9 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・PRTR法※7 ・労働安全衛生法(通知対象物) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	顔料、塗料、鉛フリーはんだ など
26	ヒ素およびその化合物	7440-38-2 7784-42-1 1303-28-2 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	顔料、塗料、染料、難燃剤 など
27	ベリリウムおよびその化合物	7440-41-7 7787-47-5 13597-99-4 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・PRTR法	セラミックス原料、時効硬化特性合金、はんだ など
28	ビスマスおよびその化合物	7440-69-9 1304-76-3 10361-44-1 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・労働安全衛生法(危険物・発火性の物)	鉛フリーはんだ など
29	ニッケル	7440-02-0	原則含有禁止	長時間皮膚に接する場合は全て (適用例:ヘッドホン)	・REACH規則(制限物質)	ステンレス鋼、ニッケルメッキ
30	ニッケルおよびその化合物	3333-67-3 7786-81-4 13463-39-3 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	合金(ステンレス鋼)を除く	・REACH規則(制限物質)	表面処理材、ニッケルメッキ
31	セレンおよびその化合物	7782-49-2 7783-00-8 7783-07-5 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・PRTR法 ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	感光体、インク、半導体、受光素子 など
32	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	9002-86-2	原則含有禁止	全て	・米国業界標準JS709	配線被覆類、工業用材料(成形品等)、絶縁材、耐薬品 性、OHPフィルム、シース材 など
33	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素 数6～8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	71888-89-6	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
34	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7～11の分岐および直 鎖ジアルキルエステル類(DNUP)	68515-42-4	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤 など
35	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	電池の電解液
36	フタル酸ビス(2-メトキシエチル) (別名ビス(2-メトキシエチル)ニフタート)	117-82-8	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	可塑剤
37	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	ベニア板・圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノ プラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤、木材・紙および その他の植物由来の材料中の難燃剤 など

禁止物質／管理物質一覧

(3/5)

No.	化学物質 ^{※1}	CAS番号 ^{※2}	閾値	禁止条件	関係する主な法規制・条例	用途例
38	塩化コバルト (CoCl ₂)、 (別名二酸化コバルト(Ⅱ))	7646-79-9	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	水質汚濁検知用の空圧式制御盤 など
39	五酸化二ヒ素	1303-28-2	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤 など
40	三酸化二ヒ素	1327-53-3	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤 など
41	二置換有機スズ化合物 ・ジブチルスズ化合物(DBT類) ・ジブチルスズ化合物(DOT類)	818-08-6 1067-33-0 など 870-08-6 3648-18-8	スズ元素として 0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質) ・欧州委員会規則 No.276/2010	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒 など
42	2,2-ジクロロ-4,4-メチレンジアニリン(MOCA)	101-14-4	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	ポリウレタンの硬化剤
43	NN-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	未反応物質
44	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	0.0001wt%(0.1ppm) 未滿	全て	・欧州委員会決定 2009/251/EC	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理 など
45	四ホウ酸二ナトリウム無水物	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	ベニア板・圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤 など
46	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF ₆ , HFC)	75-73-0 76-16-4 76-19-7 など	原則含有禁止	全て	・EU規制No.842/2006 ・部分的および全体的フッ素化改質水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス など
47	ホルムアルデヒド	50-00-0	原則含有禁止 織物製品の 0.0075wt%(75ppm) 未滿	複合木材(合板、パーティクルボード、中密度ファイバーボード)製品または部品 織物	・米国/カリフォルニア州 CARB規則 ・米国連邦法 111-199/TSCA601項 ・オーストリア-BGB I 1990/194 ・ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990 ・リトアニア衛生基準HN 962000(衛生基準および規制)	ステレオキャビネット、キオスク囲い など 織物 など
48	クロム酸塩	7758-97-6	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	プラスチックの着色剤、塗料の着色剤 など
49	硫酸トリブチル酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	プラスチックの着色剤、赤色塗料の着色剤 など
50	C.I. ピグメントイエロー 34)	1344-37-2	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	プラスチックの着色剤、黄色塗料の着色剤 など
51	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	着色剤 など
52	過塩素酸塩	7791-03-9 7790-98-9 13465-95-7 など	0.0000006wt%(0.006ppm) 未滿	全て	・米国/カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003	コインセル電池
53	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS))	1763-23-1 2795-39-3 4021-47-0 など	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・欧州委員会規則 No.757/2010 ・カナダ環境保護法 SOR/2008-178 ・化審法(第一種特定化学物質)	フィルムとプラスチックの帯電防止剤、撥水撥油剤、界面活性剤 など
54	ポリ塩化タフエニル類 (PCT類)	61788-33-8 など	0.005wt%(50ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑性、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シートなど
55	ヒドロキシオクタオキソニ-亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	防錆塗料
56	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維 (RCF)	—	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	高温試験装置の断熱材 など
57	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維 (Zr-RCF)	—	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	高温試験装置の断熱材 など
58	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	さび防止剤 など
59	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12287-73-1	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	ベニア板・圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、木材の防腐剤 など
60	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、 (4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	未反応物質
61	リン酸トリス (2-クロロエチル)(TOEP) (別名トリス(2-クロロエチル)ホスファート)	115-96-8	0.1wt%(1,000ppm) 未滿	全て	・REACH規則(制限物質)	難燃剤

禁止物質／管理物質一覧

No.	化学物質 ^{※1}	CAS番号 ^{※2}	閾値	禁止条件	関係する主な法規制・条例	用途例
62	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)とその塩およびそのエステル (別名ヘルフルオロオクタン酸)	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 など	0.1wt%(1,000ppm) 未満	全て	・REACH規則(制限物質)	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
63	多環芳香族炭化水素(PAHs)	50-32-8 56-55-3 192-97-2 など	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質)	ゴム・プラスチックの顔料
64	デカ-BDE(デカ・ブromo・ジフェニール・エーテル)	1163-19-5	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質)	難燃剤、プラスチック、繊維製品、接着剤、シール材、コーティング剤、インク など
65	リン酸トリス (2,3-ジプロモプロピル)	126-72-7	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質)	プラスチックや合成繊維の難燃剤 など
66	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	545-55-1	原則含有禁止	全て	・REACH規則(制限物質)	プラスチックや合成繊維の難燃剤 など
67	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤
68	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキノン-1,4-エント-5,8-ジメタノナフタレン (別名アルドリノ)	309-00-2	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤
69	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキノン-1,4-エント-5,8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	60-57-1	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤
70	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エント-1,4-エント-5,8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	72-20-8	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤
71	1,1,1-トリクロロ-2,2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	50-29-3	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤
72	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン, 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデンおよびこれらの類似化合物の混合物 (別名クロルデンまたはヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8 5103-71-9 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	白アリ駆除剤 など
73	N,N-ジトリル・パラ・フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシル・パラ・フェニレンジアミンまたはN,N'-ジキシル・パラ・フェニレンジアミン	620-91-7 15017-02-4 27417-40-9 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	ゴム老化防止剤、ステレンブタジエンゴム など
74	2,4,6-トリターシャリ-ブチルフェニル	832-26-3	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用または燃料油用のものに限る。)、潤滑油 など
75	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンシクロ[2.2.1]ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	殺虫剤、殺ダニ剤(農業用および畜産用) など
76	ドデカクロロペンタンシクロ[5.3.0.0(2.6).0(3.9).0(4.8)]デカン (別名マイレックス)	2385-85-5	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	樹脂、ゴム、塗料、紙、繊維、電気製品等の難燃剤、殺虫剤、殺蟻剤 など
77	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセンまたはジコホル)	115-32-2	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	防ダニ剤
78	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	溶媒
79	2-(2H-1,2,3-ペンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェニル	3846-71-7	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填剤 など
80	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)ニソリド (別名PFOSF)	307-35-7	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	PFOSの原料
81	ペンタクロロベンゼン (別名 1,2,3,4,5-ペンタクロロベンゼン / PeCB)	608-93-5	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬、副生成物
82	1,1,1,2,3,4,5-ヘキサクロロシクロヘキササン (別名 α-ヘキサクロロシクロヘキササン)	319-84-6	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬、殺虫剤の副生成物
83	1,1,1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキササン (別名 β-ヘキサクロロシクロヘキササン)	319-85-7	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬、殺虫剤の副生成物
84	1,1,1,2,3,4,5,6,7-ヘプタクロロシクロヘキササン (別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキササンまたはリンデン)	58-89-9	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬、殺虫剤
85	デカクロロペンタンシクロ[5.3.0.0(2.6).0(3.9).0(4.8)]デカン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-0	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬、殺虫剤

No.	化学物質※1	CAS番号※2	閾値	禁止条件	関係する主な法規制・条例	用途例
86	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8 36402-15-0 55066-76-7 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
87	テトラブロモ(フェノキシベンゼン) (別名テトラブロモジフェニルエーテル)	5436-43-1 40088-47-9 93703-48-1	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
88	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9 60348-60-9 189084-65-9	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
89	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	31153-30-7 35854-94-5 36483-60-0 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
90	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	68928-80-3 116995-32-5 117948-63-7 など	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	難燃剤
91	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロー 6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別 名エンドスルファンまたはベンゾエピン)	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質)	農薬
92	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル	87-86-5 131-52-2 27735-64-4 3772-94-9	原則含有禁止	全て	・化審法(第一種特定化学物質) ・POPs条約(製造・使用禁止物質)	木材用防腐剤、防虫剤、かび防止剤、防蟻木材、防虫木 材、かび防止木材、防腐合板、防虫合板、かび防止防犯、 にかわ など

※1 金属にはその合金を含む

※2 CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

※3 化学物質審査規制法

※4 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

※5 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直後かつ長時間皮膚に接触する部位に限る。

※6 (特定アミンとは、76/769/EEC、第19次修正指令より出典されているアミン化合物を示す。

PBB類、PBDE類、HBCDD類を除く臭素系難燃剤

※7 化学物質管理促進法

< 用語解説 >

(1) 環境関連物質

地球環境全般に環境影響を及ぼすおそれのある物質で、本ガイドラインで示す基準で指定するもの。

(2) RoHS 指令 [Restriction of Hazardous Substances]

欧州における化学物質管理等に関する規制。

産業廃棄物処理（埋立て、焼却処分）での有害物質による被害を防ぐことを目的とする。

(3) REACH 規則 [Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals]

欧州における化学物質管理等に関する規制。

物質の有害性評価のための代替手法の促進を含む、人の健康及び環境の高レベルの保護、並びに域内市場における物質の自由な流通とともに競争力と革新の強化を確保することを目的とする。

(4) 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

本法は、大きく分けて次の三つの部分から構成されている。

・ 新規化学物質の事前審査

→新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度

・ 上市後の化学物質の継続的な管理措置

→製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価

・ 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置

→性状に応じて「第一種特定化学物質」等に指定

→製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

(5) JAMP [Joint Article Management Promotion-consortium]

アーティクルマネジメント推進協議会。

アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、国内の産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、この理念に賛同する 17 の企業が発起人となって 2006 年 9 月に業界横断の活動推進主体として発足。

(6) chemSHERPA [Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain]

経済産業省が 2015 年 10 月からスタートさせた、新しい製品含有化学物質の情報伝達共通の体系のこと。

全ての製造業界で同じものを使用することで、情報のやりとりをしやすくすることを目的とする。

グリーン調達ガイドラインの改訂等について

[illegible]

様式1. グリーン取引先調査票

日本信号株式会社 御中

年 月 日

会 社 名 _____
所属役職 _____
氏 名 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

グリーン取引先調査票

* 第三者認定機関の認証取得状況について(ISO14001・KESステップ2・エコアクション21・エコステージ2以上等)

第三者認定を取得している	はい	いいえ
認証取得サイト名:	認証機関名:	認証No.

『いいえ』の場合、下記項目についてお取引様で自主評価をお願い致します。 評価結果は第三者認定取得又は環境マネジメントシステム自社構築にご活用下さい。

要求事項	No.	調査・評価項目	重み (A)	自主評価		
				評価基準点(B)		評価点 (A) X (B)
				2点	0点	
企業理念・方針	1	環境保全に対する企業理念がある	3	はい	いいえ	
	2	環境保全に対する方針を定め継続的な改善及び汚染の予防を誓約している	3	はい	いいえ	
	3	方針で環境に関する法規制の遵守を明記している	3	はい	いいえ	
	4	方針で組織が受入れを決めた外部からの環境に関する要求事項の遵守を明記している	3	はい	いいえ	
	5	方針は文書化し全従業員に周知し、一般の人でも入手できる様にしている	2	はい	いいえ	
組織・計画	1	環境保全に対する目的・目標がある	2	はい	いいえ	
	2	環境保全に対する目的・目標を達成するための組織・推進責任者が明確になっている	2	はい	いいえ	
	3	環境保全に対する目的・目標を達成するための手段・方法等実行計画が明らかになっている	2	はい	いいえ	
環境側面評価 & システム	1	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・エネルギー使用がどの様に環境に影響を及ぼしているか管理・評価し、改善に努力している	2	はい	いいえ	
	2	法律及び条令に定める使用禁止物質を使用・含有していない	3	はい	いいえ	
	3	廃棄物がどの様に環境に影響を及ぼしているか管理・評価し、改善に努力している	2	はい	いいえ	
	4	リサイクル、廃棄物処理等の法律及び条令を遵守している	3	はい	いいえ	
	5	環境に関する当該の法規制及び自ら受入れを決めた規制を一覧にし、管理している	2	はい	いいえ	
	6	製品アセスメントの仕組みがある	2	はい	いいえ	
	7	3R設計に関して、再資源化可能材料やリサイクルシステムがある部材の使用を増やしている	2	はい	いいえ	
	8	3R設計に関して、複合材料の使用を避け、減少させている	2	はい	いいえ	
	9	3R設計に関して、分解・分別が容易であり、分別回収を容易にする材料表示をしている	2	はい	いいえ	
	10	3R設計に関して、材料の統一や標準化を行っている	2	はい	いいえ	
	11	緊急時に対応する規定・仕組みがある	1	はい	いいえ	
教育・訓練 情報公開	1	組織内の人に必要な教育訓練事項整理し、実施している	2	はい	いいえ	
	2	環境に著しい影響を与える可能性のある作業に従事する者には、別途教育訓練をし、作業者リストを作成し、管理している	2	はい	いいえ	
	3	自社の環境保全に関する情報を公開している	1	はい	いいえ	
物流の効率化	1	省エネルギー・省資源化のため納入荷姿の改善・梱包のリユース化・リサイクル化に積極的に取り組んでいる	1	はい	いいえ	
	2	排ガス抑制のため運搬手段の効率化(共同配送・モーダルシフト・低公害車採用等)に積極的に取り組んでいる	1	はい	いいえ	
日本信号処理欄		基本姿勢に係わる環境影響評価項目 --- 重み3 取り組みに係わる環境影響評価項目 --- 重み2 上記以外の環境影響評価項目 --- 重み1		自主評価点合計		
受付日: 受付者:		日本信号評価結果				

様式2. 特定化学物質に関する不使用保証書

日本信号株式会社 御中
年 月 日



会 社 名 : _____
所属役職 : _____
氏 名 : _____ 印
住 所 : 〒 _____
電話番号 : _____

特定化学物質に関する不使用保証書

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が日本信号グループ会社に直接または第三者を通して納入する既存および新規の全ての製品または部品（付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）に下記に記載する化学物質が含まれていないことを保証致します。

記

化学物質名	
その他の名称	
分子式	
CAS 番号	
おもな用途	
法令・規制の適用	

以上

様式3. 補材等含有化学物質調査票

日本信号株式会社 御中
年 月 日



会 社 名 : _____
所属役職 : _____
氏 名 : _____ 印
住 所 : 〒 _____
電話番号 : _____

特定化学物質に関する使用報告書

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が日本信号グループ会社に直接または第三者を通して納入する既存および新規の全ての製品または部品（付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）に下記に記載する化学物質が含まれていることを報告致します。

記

化学物質名	
その他の名称	
分子式	
CAS 番号	
納入製品名称または 部品名称	
含有量・管理方法	
納入時期	
使用用途等	

以上

様式4. 特定化学物質不使用保証書

日本信号株式会社 御中

年 月 日

会 社 名 : _____
所属役職 : _____
氏 名 : _____ 印
住 所 : 〒 _____

電話番号 : _____

補材等含有化学物質調査票

貴社製品の加工・組立にあたり、構成する部品の一部として自己調達している補材等の構成材料を下記に回答致します。

また、貴社図面で指定されている部材のうち、購入上の理由などで代替品を使用しているものについても記入しております。

なお、貴社より支給して頂いた部品、または貴社指定の仕様で購入している補材等の構成材料については除外しております。

No.	メーカー名	部番・型番	部品名称	使用機種名	含有の有無	含有物質名
1					有， 無	
2					有， 無	
3					有， 無	
4					有， 無	
5					有， 無	
6					有， 無	
7					有， 無	
8					有， 無	
9					有， 無	
10					有， 無	
11					有， 無	
12					有， 無	
13					有， 無	
14					有， 無	
15					有， 無	
16					有， 無	
17					有， 無	
18					有， 無	
19					有， 無	
20					有， 無	